

第26回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 平成25年10月15日（火）午後3時～5時

2 場 所 大阪市役所本庁舎 7階 第6委員会室

3 出席者 （会 長）坂元 茂樹 （会長代理）川崎 裕子

（委 員）有澤 知子、有本 純子、康 由美、
武田 勝、中岡 幹男、八尾 進、堀 智晴、
水谷 綾、村上 栄二、森田 英嗣

（事務局）市民局 梶本 理事、飯田 ダイバーシティ推進室長
ダイバーシティ推進室 田井中 人権企画課長、
今井 外国籍住民施策担当課長、世古 管理担当課長、
津村 人権企画課長代理、中井 人権企画課担当係長
人権啓発・相談センター 藪中 所長

4 議 題

（1）「人権が尊重されるまち」指標（25年度版）（案）について（資料1-1、1-2）

（2）その他（報告事項等）

①第2回大阪市同和問題に関する有識者会議について（資料2-①）

②LGBTなど性的少数者に関する人権課題について（資料2-②）

③市民局の組織改正について（資料2-③）

④意見交換

5. 議 事

○中井人権企画課担当係長 ただいまから第26回大阪市人権施策推進審議会を開催いたします。本日は、お忙しいところご参加いただきありがとうございます。私は司会を担当します、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の中井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開とします。また、本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局ホームページに掲載する予定です。

本日の資料についてご案内します。お手元に第26回大阪市人権施策推進審議会次第をお配りしています。資料につきましては、資料一覧のとおりお配りしていますので、その都度ご確認をお願いします。

それでは、10月1日付けで新たに本審議会委員に就任をされました村上栄二委員を紹介いたします。

○村上委員 私を選出いただいた東淀川区は、これから小中一貫校を含めて新しい人権施策、そして国際人権都市を含めた新しい取組みをしようとしている地域でありますので、そういった観点を踏まえて勉強し、しっかりと意見を述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中井係長 どうもありがとうございました。

続きまして、委員の皆様を紹介させていただきます。（委員紹介）

なお、代田委員、杉山委員、水谷委員、平沢委員の4名におかれましては、欠席のご連絡をいただいています。

それでは、続きまして大阪市側の出席者を紹介いたします。（市出席者紹介）

大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の梶本からご挨拶を申し上げます。

○梶本理事 本日は、ご多忙の中、審議会にご出席をいただきありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から本市人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたり格別のご協力・ご指導を賜り改めてお礼申し上げます。

大阪市人権施策推進審議会は、「人権尊重の社会づくり」に関して調査、審議を行うことを目的として、平成12年に設置された市長の諮問機関です。この間、本市の人権行政に関するさまざまな事項について、ご審議をいただいております。

本日は、主な議題としまして毎年度改訂します「人権が尊重されるまち」指標（平成25年度版）（案）について、ご審議をいただきます。また、報告事項として、「大阪市同和問題に関する有識者会議について」、「LGBTなど性的少数者に関する人権課題について」、平成25年10月1日付けの「市民局の組織改正について」の3点の報告をいたします。また、以前より委員の皆様からご要望がありました意見交換の時間も予定しております。

本市は、平成25年10月1日付けの市民局の組織改正によりダイバーシティ推進室を設置し、

取組みを始めたところです。本日、ご審議賜ります大阪市人権行政推進計画に基づく取組みが、本市がめざす一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、より効果的で実りのあるものになりますよう、委員の皆様のご積極的なご審議を賜るようお願い申しあげまして挨拶といたします。

○**中井係長** それでは、これより議事に入ります。以降の議事の進行は、坂元会長にお願いいたします。

○**坂元会長** 先ほどご紹介いただきました会長を仰せつかっております、同志社大学の坂元でございます。先ほど大阪市におきましても、10月1日付けで市民局ダイバーシティ推進室に組織改正されたということがございますが、私も10月1日に神戸大学を退職しまして同志社大学に勤務をしております。

委員におかれましてはお忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。この会議は時間も限られておりますのでスムーズな審議の進行にご協力をお願いします。

それでは、お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。まず、議題（1）「人権が尊重されるまち」指標（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○**津村人権企画課長代理** それでは、議題1の「人権が尊重されるまち」指標（平成25年度版）（案）について、資料1-1と資料1-2に基づき説明いたします。

資料1-1は「人権が尊重されるまち」指標（平成24年度版）からの主な改訂内容の概要をまとめたものです。資料1-2は「人権が尊重されるまち」指標（平成25年度版）の案です。

まず資料1-1をご覧ください。改訂した分野ごとにそれぞれの改訂の概要を記載しています。表の1段目の指標を設定した数値の更新ですが、この改訂の概要としては、「（1）女性」から「（9）ホームレス」の9つの人権課題及び人権行政の推進に掲載している項目において、その基本指標となる目標値及び現況数値を最新のものに更新しました。指標項目の数値の更新にあたりましては、各項目の施策、事業を所管する関係局等に対し、施策・事業に関する記述とともに照会を行い、取りまとめました。

改訂の理由は、指標を設定した施策・事業の進捗状況に応じた最新の数値に更新し、「人権が尊重されるまち」に近づいていることを実感していただくためです。

平成24年度版から平成25年度版に更新した各項目の目標値及び現況数値のすべてを説明することは時間の関係上難しいので、2つの人権課題、「女性」と「障がいのある人」に関する項目について説明します。

まず、「女性」に関する項目を説明します。資料1-2「人権が尊重されるまち」指標（平成25年度版）（案）の10ページの上から2つ目の表をご覧ください。「男女共同参画に関する状況」という標題がついている表の2段目、「管理的職業従事者の女性の割合」の項目に、平成22年度の現況数値17.7%を追記しました。

次に3段目の、「市の審議会等での女性委員の占める割合」の項目について、平成22年度と平成23年度の現況数値を記載していたところを、平成23年度と平成24年度の現況数値に更新し、平成23年度は35.0%、平成24年度は35.3%としました。

次に4段目ですが、「女性（25歳～44歳）の有業率」の項目に、平成24年度現況数値69.3%を追記しました。

11ページをご覧ください。「DVに関する支援体制」と標題がついている表の2段目ですが、「DVに関する相談件数」の項目については、平成22年度と平成23年度の現況数値を、平成23年度と平成24年度の現況数値に更新し、平成23年度は2,160件、平成24年度は2,603件としました。

次に、「障がいのある人」に関する項目を説明します。22ページをご覧ください。下の表の1段目から6段目までの項目について、平成22年度と平成23年度の現況数値を、平成23年度と平成24年度の現況数値に記載のとおり更新しました。3段目の「精神科病院の社会的入院者数」ですが、平成24年度版では「精神科病院からの地域移行者数」を記載していました。しかし、新たな大阪市障がい福祉計画において、地域移行者数から社会的入院者数に目標数値を変更したことから、現況数値も同様に地域移行者数から社会的入院者数に変えています。

次に、23ページをご覧ください。表の1段目と3段目の項目について、平成22年度と平成23年度の現況数値を、平成23年度と平成24年度の現況数値に更新しました。1段目の「市民後見人養成（市民後見人バンク登録者）」については、平成23年度は167人、平成24年度は194人としました。

3番目の「インターネットモールサイト店舗数」につきましては、平成23年度は31店舗、平成24年度は33店舗としました。

2段目の「障がい者虐待の予防・早期発見」については、平成24年度版では、障害者虐待防止法施行に向けて、市及び24区における虐待防止連絡会議の設置を目標に掲げていましたが、平成24年10月1日の障害者虐待防止法の施行後に、虐待防止連絡会議が設置済みとなりましたので、平成25年度版では目標から外しました。そのかわりに、障害者虐待防止法が施行されたことによって、障がい者虐待の防止や早期発見の取組みを強化しましたので、障が

い者虐待の相談、通報、届出件数を現況数値として記載しました。平成24年度の現況数値は122件ですが、この数値は障害者虐待防止法施行後の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの件数となっています。

ここで資料1-1の表に戻っていただきまして、表の2段目の、「本市の施策・事業に関する記述の追記、修正」ですが、改訂内容の1点目は、「(4) 障がいがある人」の人権課題において、「大阪市障がい者支援計画」及び「大阪市障がい福祉計画」について、新しい計画に基づく記述に変更したものです。改訂した理由としては、従来の「大阪市障がい者支援計画」及び「大阪市障がい者福祉計画」が平成23年度で終了し平成24年度を開始時期とした新しい計画を策定しましたので、今回、指標の改訂を行ったものです。

続きまして、同じく「本市の施策・事業に関する記述の追記、修正」における2点目の改訂内容としては、「(4) 障がいがある人」の人権課題において障がい者施策の基本理念に関する記述を変更しました。変更後の記述については、資料1-2、「人権が尊重されるまち」指標（平成25年度版）（案）の21ページ、6行目をご覧ください。

変更した記述は次のとおりです。「障がいや障がいのある人について正しく理解し、理解不足から生じる偏見や差別を解消し、障がいのある人の自己決定を周りの人たちが認め、尊重することが、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して生活できるインクルーシブな社会の実現のために重要です。」

このインクルーシブな社会というのは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てなく、ありのままに受け入れられる共生社会のことを意味しています。インクルーシブな社会の実現については、新たな「大阪市障がい者支援計画」の基本理念として掲げられていますので、この計画に基づく記述に合わせて改訂を行ったものです。

再び資料1-1の表をご覧ください。表の3段目の「新たな法令の制定・改正に応じた記述の追記、修正」ですが、改訂内容の概要としては3つあり、1点目は、「(1) 女性」の人権課題において、7ページの下から5行目の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」通称「DV防止法」の改正による記述の追記です。

次に2点目は、「(4) 障がいがある人」の人権課題において、19ページの下から3行目の「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」通称「障害者総合支援法」への改正による記述の追記、修正です。

3点目は、「(4) 障がいのある人」の人権課題において、20ページ3行目の、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」通称「障害者差別解消法」の制定にかかる記述

の追記を行いました。これらの新たな法令の制定・改正は、本市施策・事業等の推進に関連することから追記、修正を行ったものです。

続いて、資料1-1の裏面をご覧ください。「人権問題に対する取組み状況についての記述の追記」としまして、1点目は、「IIさまざまな人権課題の取組み」において、人権問題についての国際的な取組み状況について追記したものです。この内容につきましては、資料1-2、「人権が尊重されるまち」指標（平成25年度版）（案）の5ページの2行目をご覧ください。10行目までの2段落の部分を追記しています。これは、人権問題についての国際的な取組みが本市の人権行政の推進にとって密接に関連するため、この文章を追加したものです。

続きまして、資料1-1の裏面に戻っていただきまして、「人権問題に対する取組み状況についての記述の追記」の2点目は、「(7)個人情報の保護」の人権課題において、資料1-2の29ページ5行目に、具体的な人権侵害についての記述を追記したものです。これについては、近年、全国で戸籍・住民票等が大量に不正取得されるという深刻な事件などが発生していることから、その現状を記載し、実情に即した説明を行うために文章を追加したものです。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から「人権が尊重されるまち」指標（案）について説明がありました。この原案をもとに、各委員の皆様からご意見をいただいた上で、最終的な成案を得てまいりたいと考えます。ご意見あるいはご質問等ございませんか。

○有澤委員 5ページは国際的な取組みについて追記されたということですが、世界人権宣言などが括弧に入っているの、国際人権規約も条約なので、括弧に入れたほうが良いと思います。

○津村課長代理 そのようにさせていただきます。

○有澤委員 7ページのところですが、セクシャルハラスメントやドメスティック・バイオレンスに関しては、その原因が固定的な性別役割分担意識だけがもたらすものではなく、男女特性論やジェンダー差別、生物学的性差などから導き出されるものではないかと思います。固定的な性別役割分担意識からのセクシャルハラスメントに違和感がありました。

○康委員 それは性別役割分担意識の中身の話になるかと思います。広い意味で言ってしまうと、性別役割分担意識がもたらすと言えるのかなと思います。もちろん、その意識は「女は家事しとったら良い」というようなことだけではないかもしれない。しかし、なぜそういう

発言が出てくるのかとなると、やっぱり色々な社会的な問題や生物学的な問題もあるのかと思う。性別役割分担と言うと、女は家事、男は労働ということなのかとイメージされますが、それが固定化しているという意味は性別役割分担意識だけではない。だから、「固定的な性別役割分担意識などがもたらす」とすれば良いと思います。

○坂元会長 いま、「固定的な性別役割分担意識などがもたらす」という形で、有澤先生の意見を含めようということになりました。

○康委員 5ページが一番下に、「北朝鮮当局による」とあるのですが、北朝鮮という言葉は日本政府がそう使っているからということですか。北朝鮮は国名ではないなどいろいろ言われます。

○田井中人権企画課長 この人権課題につきましては、日本政府が使用している用語を大阪府としても使用しています。

○坂元会長 そのほか、ございませんでしょうか。

○康委員 この「人権が尊重されるまち」指標は、一般市民に公表するのですか。

○田井中課長 この指標につきましては、大阪府が人権尊重されるまちへ、いかに近づいているかという現状を市民の方々にお示しするため、公表する予定です。

○康委員 モニター報告とは、(1)から(9)までの人権課題があつて、これに当てはまる人と当てはまらない人の実感は違うのではないかという話をさせてもらったことがあります。アンケートの取り方も、当事者でない人ばかりを選んでしまうと数値操作ができるという危険があつたということが1点目の質問です。

2点目の質問ですが、市民の方がこれを見たときに、実際どこに行ったら良いのかよくわからない。例えば、ドメスティックバイオレンスを受けていて、ドメスティックバイオレンスのことが書いてある、どうしたらいいのだろうと思ったときに、総合的に進めていくことを目指しますという姿勢だけというか、実際、泣いているお友達をどこに連れて行ったらいいのか、どこに相談したらいいのかというのはどのように広報されるのでしょうか。

○梶本理事 まず、2点目の質問について答えさせていただきます。「大阪府人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の進捗状況をわかりやすく市民の皆さまに公表するのがこの指標です。したがって、委員のご意見にありました相談事業については、別の広報をもつて行っていますので、この指標では、その取り組む姿勢を掲げている次第です。

○田井中課長 1点目の質問については、指標の取り方の問題だと思いますが、それぞれの項目、指標で幾つかの調査が出てくると思います。代表的な調査としては、市政モニター報告、

市民意識調査があげられます。指標には、この2つの調査で市民の方々にお尋ねした結果を反映させています。そのほかに、福祉局などの各所属が策定した計画の進捗状況について、それぞれの表に反映させています。

先ほどありました市政モニター報告につきましては、市政モニターになっていただいた市民の方々を対象に調査し、その結果に基づいて把握した数値を指標に反映させています。この調査については、2年度毎に行っており、直近では平成24年度に実施し、次回は平成26年度に実施する予定です。平成26年度調査の数値も指標に反映させていく予定ですが、そのモニター報告を実施する際にも、委員のみなさんのご意見をいただきたいと思っています。

○坂元会長 私のほうからも先ほどご説明があった数値目標というところで、障がい者の方のところの23ページのインターネットモールサイト店舗数について、平成23年度と平成24年度が31店舗、33店舗であるのに対し、平成25年度の目標数値が100店舗とかなり多くなっていることについて理由を説明いただきたい。

もう1点は、10ページの女性の男女共同参画に関する状況で、女性の25歳から44歳の有業率というのが、平成24年度の次も平成24年度となっているのは、平成25年度の数値なのでしょう。それともこれは平成24年度で正しいのでしょうか。

○津村課長代理 まず1点目、23ページのインターネットモールサイトの店舗とは何かですが、これは福祉局が開設しています「大阪ハートフル商店街」というインターネットサイトでの店舗の事で、サイトの中に障がい者施設、障がい者事業所が登録して、障がい者の方々がつくられたいろいろな製品を掲載し、販売促進につなげることで、障がい者の制作物の振興、障がい者の工賃の引き上げによる生活水準の向上をめざしています。ここで平成25年度100店舗とあるのは、目標数値です。この事業は、平成21年度から計画しており、平成25年度の目標を100店舗として、頑張っていたところですが、なかなか難しく、平成24年度で33店舗の達成となりました。なお、現在準備段階のお店が21店舗あり、それらが全部登録されたとしても約50店舗にしかないという状況です。

○坂元会長 そうすると、これは平成25年度の達成見込みというよりは、目標を示しているということですね。

○津村課長代理 そうです。最初に申しあげるべきでしたが、表の中の網かけで太字の部分はすべて目標値です。

2点目の10ページの25歳から44歳の女性の有業率の平成24年度目標について説明します。大阪市が行っている就業構造基本調査で、女性の有業率は平成19年度に64.2%でした。この

調査は5年に1度の調査であり、平成19年度調査の次は平成24年度調査となることから、平成24年度の目標として67%をあげていました。この目標に対して、平成24年度実績値が69.3%となり、目標を達成したということです。なお、次の目標はまだ決めていないと聞いています。

○坂元会長 わかりました。大阪市の平成24年度の目標である67%を達成して69.3%になっているということですね、では、これをベースにまた次の目標を設定していただきたいと思います。

○村上委員 「(7) 個人情報保護」と「(8) 犯罪被害者等への支援」に関わってくると思いますが、ストーカー防止法の問題や、桜宮高校の問題のときもそうですが、インターネットにおける二次被害などの部分が全体を通して少し薄いと思うので、ご検討いただきたく思います。

○田井中課長 委員がおっしゃるように、インターネット上の人権侵害はここ数年、非常に大きな問題になっています。非常に懸念している部分ですが、情報通信上の個人情報をどう取り扱うかという法律上の問題もありますので、現実的にどう対応するか定まっていない状況です。

8月に大阪府、市町村を含めてインターネット上の人権侵害について、国、各省庁にその規制について要望してまいりました。そういう取組みを今後も進めていきたいと思っています。

○坂元会長 ありがとうございます。

○堀委員 19ページの障がいのある人の項目ですが、下から2つ目の段落に、「障害者の権利に関する条約」について書かれていますが、先日閣議で批准をするということに決定しました。この条約が批准されれば、このあたりの記述が少し変わると思います。

それから、私は障がいのあるこどもの保育・教育から障がい者の福祉をずっと考えてきました。ここに書かれていることは国の方向と大体一致していますが、例えば、教育問題で言えば、特別支援教育の施策に非常に問題点があり、障害者権利条約に沿っていないと個人の意見として判断しています。大阪市ではこの資料1-1にも書かれていますように、大阪市の障がい福祉計画が立案されましたが、そのときもパブリックコメントがあり、意見を述べましたが全然採用されません。つまり人権問題については、生々しい微妙なところはいろいろ意見が違うわけですね。それでいいと思いますし、私が絶対正しいとも思っていませんが、結局国の方針なり従来の方針をたどっていくことにとどまります。そういう限界は目に見え

ないところで非常にあるのだということを意見として述べたいと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

「障害者の権利に関する条約」の場合には締約を要求されている義務内容が多様ですので、既に締約国になっている国もそれぞれアクションプランを5年ごとに作っているというのが現状で、例えば、韓国は既に批准していますが、韓国でも第1次アクションプラン、第2次アクションプランという形で経年的に少しずつ整備し義務を果たしていこうとしています。また、バリアフリーと言っても非常に多様で、公共施設ではない施設にも要求されますので、その意味ではすぐには実施できませんが、条約に入ることによって、先ほど出てきた目標をいつ達成するか決めて、実行するということが現状だと思いますので、この秋の国会で条約の批准が成立しましたら、国もそのような形でやっていけると期待しますし、いまのご意見にありましたように、大阪市も積極的に取り組むという姿勢を見せていただければと思います。

○中岡委員 23ページですが、市民後見人養成が、平成28年度300人と非常に高い数値になっていますが、私は、西成のあいりん地区で高齢者の総合相談の仕事をしていますので関心があるのですが、高齢化率といえましても各区により、かなりの違いがあると思います。これは各区によってノルマや、区割りというものがあるのでしょうか。

○坂元会長 事務局のほうでその点の情報がございませうか。

○田井中課長 各区の目標人数や数値があればというご質問ですが、現在、手元で集約ができていませんので、調べた結果をお返しさせていただきたいと思います。

○坂元会長 それでは時間の関係もありますので、この件につきましては、委員各位のご意見、あるいはご指摘を踏まえ、事務局において検討の上、最終的な成案の完成を進めていただきたいと思います。

それでは、議事を進行させていただきます。議題（2）その他（報告事項等）に入らせていただきます。

まず1点目の第2回大阪市同和問題に関する有識者会議について、事務局から説明をお願いします。

○世古管理課長 去る8月21日に行われました第2回大阪市同和問題に関する有識者会議について報告させていただきます。

資料の2-①の（1）から（4）の4項目について、この間の大阪市の取組みを報告しました。

まず（１）の人権相談の取組みについては、「人権啓発・相談センター」においての昨年度の相談事業の内容・実績、特徴的な相談の体制、深刻な人権侵害の予防的役割と、寄り添い型の相談事業の実施状況について報告しました。委員からの主な意見では、同和問題の相談件数として、全体の1.7%ということでは少なくなっていますが、特に結婚のご相談がふえている傾向がある中で、この間は同和対策に関する法律が失効して、いわゆるどこが対象地域かが曖昧になり転入転出によって人口移動が激しくなっていて、だれが同和地区の出身者かということがわかりにくくなったため、身元調査が蔓延しているのではないかと心配するご意見がございました。

次に、（２）のインターネット上の人権侵害事象につきましても、大阪府や市が属しています市長会、町村長会により、国に対して規制の要望を行うほか、市民への啓発を行っています。特に市民からのインターネット上の人権侵害事象にかかわる相談の申し出があった場合、プロバイダー責任制限法に基づく削除申請を行う助言などを行っています。これに関わり、インターネットに対する規制もありますが、さらにマスメディアにも人権侵害を引き起こす事例が見られるということで、マスメディアに自主的な規制を委ねている部分についても一定の対策が講じられるよう国に対しても申し入れる必要があるのではないかとのご意見がございました。

次に、（３）の戸籍謄本等不正入手事件ですが、この間は、戸籍謄本等の職務の請求ができる8業士会に対して不正取得の防止についての申し入れを行うとともに、具体的に不正に個人情報を取得された当事者の方々に告知する、そういう恐れがあるという告知の文書を送らせていただき、それにかかわる相談を行わせていただくとの報告をしました。

最後に（４）の行政データを活用した実態把握について、大阪府で行われている取組みにかかわり、大阪市が提出したデータをもとに集計結果を報告させていただいて、大阪市内では平成12年と今回の平成23年度の調査などにより、生活実態の把握をしようということでした。例えば、少子高齢化、所得層の傾向について、紹介させていただきました。現在では、この生活指標の差が、すなわち同和問題の影響によるものかどうかは十分精査しないとわからないのではないかとのご意見がございました。

全体を通して、この間のヘイトスピーチやインターネットの問題など、新たな人権侵害の事象が出てきていますので、新たな法規制や権利概念を考えていかなければ対応が難しくなっているのではないかとのご意見もございました。

○坂元会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○有澤委員 戸籍や住民票をとった場合に、本人通知するという市町村がふえてきて、本人以外の人が戸籍や住民票をとった場合に、本人に対して、「こういう人がとってますよ」ということを警告するというのは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

あと、司法書士の団体で請求書を偽造されるという事例もありましたので、本人通知は必要と思いますがいかがでしょうか。

○世古課長 本人通知につきましては、事前告知制という言い方をしています。府下をはじめ各自治体で取り込まれる事例が出てきていまして、大阪府内では大阪市を除いて今年度中に導入予定となっています。本市におきましても、来年、住民情報システムの改修にあたり、希望者の方に事前に登録していただいて、住民情報が取得された場合に本人にご案内するシステムを導入する予定です。

○坂元会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、いま、有澤委員から質問があったケースについては、先ほどのような事前通知制というのは大阪市を除いて導入されているが、大阪市も希望者には通知をするという形で取り組むということですので進めていただければと思います。

では引き続き、議事を進めます。報告事項の2点目のLGBTなど性的少数者に関する人権課題について、事務局から説明をお願いいたします。

○田井中課長 LGBTなど性的少数者に関する人権課題について、説明させていただきます。

特に最近、LGBTの取組みが広く新聞などでも報道される機会があり、ご存じの方も多いと思いますが、性的少数者の人権課題については、決して新しい人権課題ということではなく、欧米諸国を中心に早くから関心が高まっており、最近では法制上においても一定の権利が保障されています。欧米の状況は、ある調査では、同性間でも異性間と同じような法的な結婚が認められるという国が14カ国報告されています。また、パートナーシップ法という法制下のみに見える新しい制度を持つ国が10カ国あるという報告もあります。アメリカでは州によって制度が異なりますが、同性同士の結婚が認められる州が非常に多くなってきているということです。その中でも本年6月に米国連邦最高裁判所が、結婚は男女間のものに限ると定義した連邦法の結婚防衛法は違憲であるという画期的な判決を下したことで注目を浴びています。

国内の状況ですが、資料にもありますように、法務省や文部科学省が、毎年編集している「人権教育啓発白書」において、性的志向を理由とする偏見や差別、あるいは性同一性障が

いの人権という人権課題を取りあげまして、その理解を深めるための啓発活動を行っています。また、法務局等において相談を行っています。あるいは日を設定して特設相談を開設して相談対応をしています。そういう内容で人権侵害の疑いがあるときは調査したり、適切な指導を行うなどの措置をとっているということです。ただ、欧米諸国に比べてやはり法的保障の整備というものが進んでない状況です。

資料にもありますように、内閣府が平成24年8月に行った人権擁護に関する世論調査の結果を表として載せていますが、性的志向に関する人権問題については、「差別的な言動をされること」が38.4%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が25.3%、「職場・学校等でいやがらせやいじめを受けること」が24.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が22.2%という順となっていて、深刻な状況もあるというふうに記述されています。

また、同じ調査で性同一性障がい者に関する人権問題についても同じような傾向があり、まだまだ偏見や差別がある現状がこの数値に表れているのではないかと思います。2012年の電通総研の調べでは、人口の5.2%が性的少数者であるという調査結果もございます。

大阪市の取組みの状況ですが、この間、市民局において人権啓発・相談センターにおける人権に関する相談を行っていきまして、LGBT等の相談も想定しながら相談活動を行っていますが、専門的な相談ということではないので、実際には、LGBT等の相談はほとんどないという状況です。また、相談においては、関係機関とも連携して対応していくこととなります。性同一性障がいに関する相談としましては、こころの健康センターでも行っていると聞いています。

啓発の取組みですが、この間、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」を発行していますが、その18号において性の多様性についての啓発記事を掲載するなど、その都度市政だより等においても啓発をしているところです。特に職員に対する正しい理解が必要になりますので、本年3月に作成しました「人権の視点からの情報発信の手引き」の中で具体的な人権課題の一つとして、性的志向、性同一性障がいを取りあげ、人権に配慮すべき表現などについて解説をしています。この手引きについては、先ほどの審議会でもご報告をしましたように、本年度の人権研修の教材として指定しており、職員の研修も深めていきたいと思っています。

また、今年度の大阪市の課長代理以上の管理職を対象にした人権問題研修では、5つの人権課題をテーマに設定していますが、そのうちの1つを性的少数者の人権とする予定です。

各区、各局においても独自にLGBTなど性的少数者の人権課題を取りあげて、それぞれ特色ある取組みを行っているところです。日常的にはセミナーや講座で人権課題についての

講座を行う区役所がございます。あるいは、教職員に対しては人権教育の課題の一つとして、この性的少数者の課題を研修しています。特に最近の新聞で既にご承知かと思いますが、淀川区役所においてはLGBTの方々を支援する宣言を行ったり、あるいは市役所職員研修あるいは民間の取組みを支援するという取組みがございます。また、当事者、民間団体の取組みがこの間、非常に広がっています。10月12日も「関西レインボーパレード」という当事者が集まるパレードが行われました。また、専門的な相談も当事者自身が行っているという状況でございますので、大阪市としてもそういう当事者の団体等と連携をしながら進めてまいりたいと思っています。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○康委員 資料の一番下の行に「LGBTに関する報道（マーケットとしての魅力など）」と記載しているが、マーケットとしての魅力がどうしてこの人権課題に対する民間の取組みになるのかよくわからない。当事者団体からはマーケットとしてターゲットにされることに対してすごく批判が出ていて、例えば、先ほど性差の問題が出ていましたが、女性の平均賃金は男性の6割、7割と言われていて、ゲイカップルは100%と100%で200%、でもレズビアンカップルは60%と70%と二人でやっと男一人分ちょっとにしかない。また離婚したりしていると、女性が子どもを引き取っていたりと、ゲイカップルとレズビアンカップルとの経済格差はすごく大きくて、その前提に立った上でのマーケット戦略なので、当然男女の性別役割分担じゃないですけど、固定化していくものだという批判が出ているところでもあり、ここでマーケットとしての魅力などというものを出された趣旨をお伺いしたい。

○梶本理事 近年、LGBTに関する報道が多くあり、いままでは取りあげていなかった経済誌などの中でも、LGBTに関する報道がされたということです。ただ、この様に書くのは適切ではありませんでした。

○坂元会長 ありがとうございます。

最近も朝日新聞で、性同一性障がいの子どもの対するいじめの問題が特集されていましたが、すべての性的少数者の方々が、ほかの人と同様に、憲法と国際人権法が保障する基本的人権や自由を持っているという認識のもとに、このLGBTなどの性的少数者の人権課題を大阪市としても引き続き取り組んでいただければと思います。先ほどのマーケットとしての魅力は削除していただくということで、対応していただければと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に、3点目の市民局の組織改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○田井中課長 市民局の組織改正について、説明させていただきます。

冒頭の挨拶でもありましたように、本年10月1日付で市民局の組織改正を行い、ダイバーシティ推進室を設置しました。従来の大阪市の機構では人権室において人権施策をその所管事務として推進していましたが、今回の機構改正により、女性の活躍の推進を含む男女共同参画施策と一体的に推進することとしまして、その名称も「ダイバーシティ推進室」に改めました。資料については、資料2-③を用意させていただきました。資料は10月1日にインターネットで公表した内容でございます。

ダイバーシティ推進室におきましては、男女共同参画施策を所管する男女共同参画課、人権施策を所管する人権企画課、事業所であります人権啓発・相談センターの2課と1事業所を配置する形としました。また男女共同参画の推進のため、新たに女性活躍促進担当部長、女性活躍促進担当課長を新たに設置しています。

ダイバーシティという名称を行政機構で用いた事例としましては、徳島県内の自治体で一時期使用されたと聞いていますが、現在では全国的に見て大阪市が唯一の自治体のようです。その点では、このダイバーシティという言葉自体、大企業を中心に少しずつ広まっており、定着してきていますが、一般的にはまだまだ十分定着していると言いがたい状況ですので、私どももこの名称変更を機に広く周知を図っていく、あるいは内容についてお知らせしていくという取組みも必要であると思っています。

資料の裏面にありますように、人権企画課としてもダイバーシティの本来の、これまでの施策とどう関連するかということを整理する必要があると考えていまして、この文章を作成したところです。これについては、また後ほど委員の皆さんからもご意見をいただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。既に委員の皆さまもよくご存じかと思いますが、ダイバーシティという言葉については、英語の「Diversity&Inclusion」を語源とし、日本語では、「多様性の受容」あるいは「多様性の包摂」と訳されています。その意味として、人として多様な外見上の違いや内面的な違いに関わりなく、認め合い受け入れて共に生きることと理解されています。また、そういう取組みを推進することにより、性別や国籍、あるいは年齢や障がいの有無など外見上の違いや文化的背景、考え方、あるいは価値観など内面的な違いにかかわらずすべての人がその個性を生かして自分の持てる力、能力を発揮できるような社会をめざしていると考えているところです。

大阪市におきましても、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策を推進

してきました。また、大阪市男女共同参画推進条例において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす取組みを進めているところです。そういう意味では、ダイバーシティの意味する、多様性を認め合い、受け入れ、ともに生きるという考え方とも合致するのではないかと考えます。

今回の組織改正により、人権施策と男女共同参画施策を一体的に取り組み、人権が尊重される社会をめざす施策を一層推し進めるために、従来の人権室をダイバーシティ推進室に改組した次第です。

特に、大きな課題である女性の活躍促進については、政府においても重視されているということですし、新たな部門を設置して体制の見直しを図ったところです。このダイバーシティ推進室におきまして、従来の取組みからさらに幅広い施策を推進してまいりたいと考えています。引き続き、皆様からのご助言をお願いしたいと思います。

○坂元会長 ただいまのご報告について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○坂元会長 大阪市の部局でこのように片仮名の部局名・室名はこれが初めてですか。いままでほかにもあるのですか。

○梶本理事 西淀川区役所に「クリーンにしてグリーンなまちづくり担当課長」という職名があります。また、片仮名ではございませんが、市政改革室に「P D C A担当課」という部署があります。

○川崎会長代行 あまり片仮名を使うなということでNHKを訴えた人がいますけれども、新しい概念でこれから発展していくという意味で賛成です。

○坂元会長 ダイバーシティの意味は一般的に「多様性を認め合い受け入れてともに生きる」と説明されますが、この「共生」というものを「共に生きる」だけではなくて、「共に生み出す」という考え方をコンセプトに入れたほうがいいのではないかと。いまの組織の人権企画課、男女共同参画課を包含する概念としては「共生」を2つに読んで取り組まれてはいかかかと思えます。

○田井中課長 会長からも大変重要な視点からの意見をいただきましたので、そういった内容も含めて考えていきたいと思えます。

○坂元会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

議事の報告事項についてはこれで終了ですが、少し時間もございますので、かねてより委員の皆さんから自由な意見交換の場を設けたらどうかという話がありましたので、これからしばらくの時間、各委員のご意見をいただきたいと思います。自由に意見と申しましても突

然ですので、最初に口火を切るという意味から、私から「ヘイトスピーチと人種差別撤廃条約」という内容で人種差別撤廃条約に関連した説明をしたいと思います。その後、武田委員から、別の事案についてご説明いただく予定です。

ヘイトスピーチとは、東京の新大久保、あるいは大阪の鶴橋などでデモが行われ、差別的な、あるいは侮辱的な表現を用い、人種、民族、性などの属性を理由として、その属性を有するマイノリティな集団、もしくは個人に対して差別とか憎悪とか排除であるとか暴力を先導し、または侮辱する表現行為です。憲法学者は差別的表現という表現を使っていますが、これに当たります。日本が締約国となっている人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条ではこうした差別扇動を禁止しています。世界人権宣言も今年で65周年ですが、その第1条で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である。」と謳っていますし、「人間は、理性及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定し、第2条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生その他の地位等によるいかなる差別もなしにこの宣言に規定するすべての権利及び自由を享有する権利を有する。」と規定されています。

先ほど述べました自由権規約第20条の第2項でも、「差別、敵意または暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」と規定をしているところで

人種差別撤廃条約というのは、もう既に世界の176カ国が締約国となっていますが、その第4条に「締約国は、一の人種の優越性もしくは一の皮膚の色、若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体、または人種的憎悪及び人種差別を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動、または行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。」として、特に締約国に対して次のことを行えということで、a項には「こういった人種的優越あるいは憎悪に基づく思想のあらゆる流布や扇動等を法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること」、b項には「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止し、またこうした団体または活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であるということを認めなさい」と書いてあります。さらにc項には、「国あるいは地方の公の当局、または機関が、人種差別を助長し、または扇動することを認めないこと」と規定しています。

ただ、こうした犯罪化については、日本政府やアメリカは、広く表現の自由の認める立場であり、留保をつけています。留保の内容は、日本国憲法のもとにおける集会、結社及び表現の自由、その他の権利の保障と抵触しない限度において、人種差別撤廃条約第4条の規定に基づく義務を履行するということです。なぜこのような留保をつけたかという点、日本国憲法第21条が差別的表現を含む一切の表現の自由はこれを保障すると規定しているからです。こういうふうには日本の場合には、差別的表現であってもこれを認めるという立場をとってまいり、国内の効力順位を考えますと、条約よりは憲法が上だというのが一般の考え方ですので、こうした留保をつけているわけですが、日本政府は2013年1月に、人種差別撤廃委員会に対して「正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない」と答えています。しかし、これが実態に即した説明であるかということが問題であり、そこで法規制の必要性を論ずる人と、法規制といってもなかなか難しく、現行法規で対処可能であって、啓蒙等により社会内で自発的に是正していくことが最も望ましいという人に分かれています。日本政府は法規制ではなく、現行法で対処することとしており、では現行法でどう対処するのかということについて、つい先ごろ10月7日の京都地裁判決がありました。これは、被告が京都朝鮮初級学校に対して、子どもたちが夜も眠れなくなるほどの恐怖心を与えた街宣活動を行い、京都朝鮮学園が被告に学校周辺での街宣活動の禁止と3,000万円の損害賠償を求めた訴訟です。

京都地裁は人種差別撤廃条約の引用に際して、条約は、我が国を含む締結国に「すべての適当な方法により、いかなる個人、集団または団体による人種差別を禁止し、終了させる」ことを求め、「管轄のもとにあるすべての者に対し、裁判所を通じてあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、差別の結果被ったあらゆる損害に公正かつ適正な賠償または救済を求める権利を確保する」ということを求めているとし、人種差別となる行為が具体的な損害を発生させている場合に、裁判所は条約上の責務に基づき、賠償額の認定を行うべきと解されるとしました。そこで賠償額は人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならないと、本件の場合、損害の金銭評価は高額にならざるを得ないとして、日本の裁判所としてはかなり高い1,226万円の賠償を命じたということでした。

この判決については、特にけしからんという声は私が知る限りではほとんど聞こえて来ないと思います。それはやはり日本が健全な社会であるということを示していると思います。

2020年に東京オリンピックを開催する日本が、人種差別を容認するような国というレッテルを貼られ、オリンピックは世界中の人種の人たちが参加する祭典ですから、そういう国がオリンピックを開くことができると考えるのは全く楽観に過ぎるわけで、憂慮を表明した政府の態度というものは、それなりに評価ができるし、国連の人権の委員会の委員を務めていた経験から言っても、こうした行為に対して、今回出された京都地裁判決というのは妥当であろうと思っています。ただ、こうしたヘイトスピーチを禁止する法規制にするかどうかというのは、憲法との関係もありますし、また法ができてでも濫用されるというようなことも考えられますので、その濫用がないような運用の工夫等も含め、まだまだ議論すべき点は多いのではないかと思います。

こうした判決が出てくる実際のまちを抱える大阪市としては、このヘイトスピーチの問題についても、これまでも憂慮されてきたと思いますが、注意深く見守っていただきたいと思う次第です。

続きまして、武田委員から「企業におけるダイバーシティの取組み」についてご報告をいただきます。

○武田委員 私が所属している会社のダイバーシティの状況について、簡単に説明させていただきます。

当社は、2004年10月に中期経営ビジョンで「S-Project」を発表しましたが、基本的にはC S（お客様満足）、E S（従業員満足）、S S（株主満足）の三位一体の向上と、C S R（企業の社会的責任）を経営の基本として、すべてのステークホルダーに対して誠実にその責任を果たしていくということを公約しました。さらに、翌年4月にサステナブル宣言により、持続可能な社会の達成に向けて「経済」「環境」「社会」「住まい手」の4つの価値を高める、バランスのとれた企業経営をめざすことを発表しています。一般的には「経済」「環境」「社会」3つの価値は必ず言われますが、当社の場合は「住まい手価値」をプラスしたという形です。

このサステナブル宣言を機に、女性の営業職や技術職の採用を大幅に増やしていくことになりまして、女性が活躍できる組織づくりをスタートしたのは2006年からで、2006年3月に人材サステナビリティを宣言いたしました。この人材サステナビリティは、3つの大きな柱がありまして、1つが女性活躍の推進、2つ目に多様な人材の活用、3つ目に多様な働き方の支援、ワークライフバランスという3つの柱を中心に人材にあった養成を推進していこうということで、2006年から進めています。

当社のサステナビリティレポートの中には、女性の営業職数が2006年1月末で153人から2013年1月末で222人と出ていますが、今年の4月に新入社員も入りまして、女性営業社員が約300人になっています。ただし300人と言いましても、全体の営業社員が約5,000人いますので、わずか6%にしかになっていないという現状です。ただし、当社の場合、いままでに建築させていただいた一戸建てのうち、築10年以上で約70万戸のお客様がいらっしゃるわけですが、そういった方を対象にリフォームのグループ会社をつくってしまして、そちらの営業社員は女性のリフォームアドバイザーを中心に活動しており、現在、女性が527人で、男性が369人ということで、リフォームの会社のほうが圧倒的に女性の営業社員が増えているという状況です。

女性管理職は、2012年度では52人で、2013年度で約65人になっているという状況でございまして、わずか数パーセントぐらいしかいないという現状でございます。ただし、当社では、女性の支店長や女性の営業店長が出てきており、リフォームの会社では女性の営業所長、店長がかなりの人数になってしまして、女性がいきいきと仕事をしてもらえるようになってきたというところはございます。いままでの取組みが何とか評価されまして、今年の2月に女性が活躍できる機会等、整備環境を推進する企業ということで、なでしこ銘柄に選定されました。

ただし、今後の課題はたくさんあるわけですし、まず課題として考えられるのは、ロール・モデル（手本とされる人）がまだまだ不足しているということですので、今後とも女性管理職の登用を促進していく必要があるでしょうし、2つ目にやはり女性自身の意識という問題も出てくると思いますが、ライフイベントを考慮したキャリアプランを女性自身が考えていく必要があるのではないかとということ、3つ目に職場と上司の理解不足がございまして、特に女性のキャリアに対する意識改革が必要でしょうし、仕事と家庭という両立支援制度の浸透もまだまだ必要になってくるかと思っております。4つ目としては、職場環境ということで能力を發揮できるような勤務体系づくりも今後の課題になってくるかと考えています。

まだまだ緒についたばかりで、今後なお女性の活躍を推進していきたいと考えています。

○坂元会長 ありがとうございます。

ここからは委員の皆様によりまして、意見交換をしていただきたいと思いますと思いますが、報告していただいたテーマにかかわらず、ご自由に意見交換をお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

○康委員 2点、お話しさせていただきたいと思っております。

ヘイトスピーチに関してですが、日本国憲法第21条の表現の自由との対立、問題があるとおっしゃりましたが、私自身が入居差別にあい、裁判を起こしましたが、そのときに言われたのは、家主側の経済活動の自由でした。私は弁護士になるために、当然、日本国憲法を受験科目として、尊厳や個人の人権尊重が最高の価値であるとするのが日本国憲法であると勉強してきました。憲法が最高法規とおっしゃいましたけれども、その中には国際法規の誠実な遵守という条項も入っています。日本は自発的に人種差別撤廃条約を批准したのだから、当然誠実に遵守していただきたいのですが、私たちが差別された際において、これを規制するには日本国憲法が壁になっていると言われる度に、いつも困惑が起こるということを一言述べておきたいと思います。

もう1点は、人権の市政モニターに関してですが、もしもこれが住民票から無差別抽出で選ばれているのであれば、確実に外国籍住民は排除されているので、できれば、本当に当事者の方を選んでいただきたいと思います。今年のゴールデンウィークにも鶴橋でデモが凄かったのですが、なぜ、その様な状況があるのに、指標の28ページの記載ですが、外国籍住民が充実した生活が営めるまちであると思う人が6割ぐらいいるのかよくわからない。人権が尊重されるまちに近づいていることは、差別されていない方ではなく、差別されている側の方にこそ実感していただかなくてはいけないと思うので、人権尊重が実際に功を奏しているというか、実効的であるために、当事者の意見を反映する、拾い上げるシステムを作りあげていただきたい。市政モニターはその最初の第一歩だと思いますので、そういう意見は繰り返し述べていきたいと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

○村上委員 淀川区がLGBT支援宣言をしましたが、大阪市全体ではどのように連携して取り組んでいくのか。また、アメリカ領事館がこの宣言に関する話の中に出てくると思いますが、アメリカ領事館との連携は、何か考えているのかお伺いしたい。

○梶本理事 まず、淀川区役所の取組みですが、5%の方がいわゆる性的少数者であるということですが、区長がこれを可視化し、市民にわかっていたいただきたいという主旨でそういう宣言をしたと聞いております。現在も取組みを続けており、職員に対する研修ですとかいろんな取組みが緒についたばかりのようですが、これから連携して市も取り組んでまいりたいと思います。私どもは「条例」や「人権行政推進計画」に基づいて事業を進めますので、若干、淀川区が突出しているような動きになっていますが、大阪市全体としてもそういう取組みをしていく必要があると考えています。

アメリカの最高裁の違憲判決もあり、リネハン・アメリカ総領事は普及活動をされているということですが、連携というところまでは至っておりません。

○坂元会長 康委員のご意見に対してですが、私の「国際人権法講座」の3巻に、日本が自由権規約を批准して以来34年間、なかなか自由権規約あるいはその後の人種差別撤廃条約の考え方が定着しないということで、憲法学者に対しては条約調和的解釈がいまこそ必要だと述べていますので、また一度読んでいただければ、私が憲法学者たちに遠慮しているわけではないことがわかっていただけます。私も国際人権法学会の理事長を務めて、ずっと憲法学者たちと対話を続けてきていますが、日本にどうやって国際人権法を定着させていくかということが非常に大きな課題になっています。今年の9月に婚外子の民法第900条第4号の但し書きの部分については、最高裁はその決定において自由権規約委員会と児童の権利委員会の勧告が出ていることを理由の1つとして、相続分に関する部分が違憲であると判断しています。これは、これまでの下級審が、これらの勧告は法的拘束力がないので斟酌する必要がないとしたこととはかなり異なっています。

実際に、私自身も個人的なことを申しあげれば、司法研修所で国際人権法の講演を毎年しています。少しずつではありますが、あまり国際法や国際人権法を勉強したことのない裁判官たちが徐々に国際人権法というものについて興味を持っていただいている状況です。ただ、今年も社会権規約委員会でも日本の裁判官に、しかも今回は司法研修所と名指しをしまして、いわゆる社会権規約の条項が即時実施義務がないという立場をとらず、社会権規約の条文が義務であるということに留意をして教えなさいという勧告も出ていますので、来年は社会権規約についても少し時間を割いてお話をさせていただこうと思っています。

こういう問題は我々も国連で6年間仕事をして何を勉強したかということ、少しずつでもいいから建設的な対応をして諦めることなく、しつこくみんなに語りかけていくということが一番大事だろうと思っています。人権というのはなかなか簡単に進展が見られないものですから、費用対効果で全部量られると非常に困る、まさしく行政でしかできないという分野ですので、ぜひ引き続き頑張っていただければと思います。

○飯田ダイバーシティ推進室長 先ほど康委員からのご意見の、市政モニターの中に外国籍の人が入っていないのではないかというお話ですが、人数的には少なかったと思いますが、外国籍の方が入っていたと思います。いま手元に正確な資料がないので、後日、報告させていただきます。

○坂元会長 それでは、本日ご議論いただいた内容やご意見につきましては、今後、人権行政

の取組みを進めるにあたりまして十分に反映、活用いただけるように検討の上、着実に実施を図っていただきたいと思います。また、検討課題とされた内容につきましては、事務局で検討の上、委員の皆様にご報告をいただければと思います。

それでは、本日の審議はこれで終了します。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

○中井係長 大変、活発なご議論をいただきましてまことにありがとうございました。

次回につきましては、平成26年2月ごろに開催を予定していますが、おって委員の皆様方の日程を調整させていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは以上をもちまして、第26回大阪市人権施策推進審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。